（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為）

第五十条の三十一の十七　準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

二　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

イ～ハ　（略）

三～五　（略）

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八　法第百十条第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、貯金者（法第百十条第二項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一～三　（略）

四　貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第百十条第二項第一号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

2　法第百十条第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第百十一条第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二～四　（略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為）

第五十条の三十一の十七　準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

二　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

イ～ハ　（略）

三～五　（略）

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八　法第百二十一条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、貯金者（法第百二十一条の五の二第二項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一～三　（略）

四　貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第百二十一条の五の二第二項第一号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

2　法第百二十一条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第百二十一条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二～四　（略）